

議案第 59 号

綾町水道事業給水条例の一部を改正する条例

綾町水道事業給水条例(平成 10 年綾町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(料金) 第 24 条 料金は、別表第 1 に定める用途及び口径の区分に従い、基本料金及び<u>超過料金</u>並びにメーター使用料の合計額とその額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条の税率と当該税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額との合計額とする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。 別表第 1 1 水道使用料				(料金) 第 24 条 料金は、別表第 1 に定める用途及び口径の区分に従い、基本料金及び<u>従量料金</u>並びにメーター使用料の合計額とその額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条の税率と当該税率に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）を乗じて得た額との合計額とする。この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。 別表第 1 <u>（第 24 条関係）</u> 1 水道使用料 <u>令和 7 年 3 月請求分まで</u>			
種別	料金 ／	基本料金（1 か月につき）	<u>超過料金</u> （1 立方メートル	種別	料金 ／	基本料金（1 か月につき）	<u>従量料金</u> （1 立方メートル

改正前					改正後				
	用途	水 量	料 金	につき)		用途	水 量	料 金	につき)
(略)					(略)				
(新設)					令和 7 年 4 月請求分から令和 8 年 3 月請求分まで				
(新設)					種別	料金 ＼	基本料金（1 か月につき）		従量料金（1 立方メートル につき）
						用途	水 量	料 金	
					専用	一般用	8 立方メートル	860 円	137 円
						臨時用	1 立方メートル	250 円	250 円
					共用		一世帯 6 立方メート ル	600 円	120 円
(新設)					令和 8 年 4 月請求分から令和 9 年 3 月請求分まで				
					種別	料金 ＼	基本料金（1 か月につき）		従量料金（1 立方メートル につき）
						用途	水 量	料 金	

改正前		改正後				
(新設)		専用	一般用	8 立方メートル	950 円	155 円
			臨時用	1 立方メートル	250 円	250 円
(新設)		共用		一世帯 6 立方メートル	600 円	120 円
		令和 9 年 4 月請求分から令和 10 年 3 月請求分まで				
(新設)		種別	料金 ＼	基本料金（1 か月につき）		従量料金（1 立方メートルにつき）
			用途	水 量	料 金	
(新設)		専用	一般用	8 立方メートル	1, 041 円	173 円
			臨時用	1 立方メートル	250 円	250 円
(新設)		共用		一世帯 6 立方メートル	600 円	120 円
		令和 10 年 4 月請求分から令和 11 年 3 月請求分まで				
(新設)		種別	料金	基本料金（1 か月につき）		従量料金（1

改正前		改正後				
(新設)			\			立方メートルにつき)
				水 量	料 金	
		専用	一般用	8 立方メートル	1, 132 円	191 円
			臨時用	1 立方メートル	250 円	250 円
		共用		一世帯 6 立方メートル	600 円	120 円
		令和 11 年 4 月以降請求分				
		種別	料金	基本料金（1 か月につき）		従量料金（1 立方メートルにつき）
			\			
			用途	水 量	料 金	
		専用	一般用	8 立方メートル	1, 223 円	210 円
			臨時用	1 立方メートル	250 円	250 円
		共用		一世帯 6 立方メートル	600 円	120 円

改正前	改正後
2 メーター使用料（1 か月につき）	2 メーター使用料（1 か月につき）
(略)	(略)
別表第2 加入金	別表第2 <u>（第31条関係）</u> 加入金
(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月9日提出

綾 町 長 松 本 俊 二

令和6年9月25日議決

綾町議会議長 松 浦 光 宏